

会計年度任用職員（まちづくりセンター支援員）募集要項

| | |
|---------|---|
| 職名（職種） | 会計年度任用職員（まちづくりセンター支援員） |
| 採用予定人数 | 8人 |
| 職務内容 | <p>まちづくりセンター所長の指示に基づき、下記に掲げる職務の補助を担当します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地区住民組織の振興及び住民組織等のネットワーク化支援に関する事 (2) 地区住民福祉活動の支援に関する事。 (3) まちづくりセンター・地区会館の管理に関する事 (4) 市民集会施設建設に係る要望等の収集に関する事 (5) 戸籍及び住民記録業務等の事務の取次ぎに関する事 (6) 地区に係る要望等の収集に関する事 (7) 地区のまちづくりに関する施策等の企画及び推進に係る調整に関する事 (8) 地域の交流及び市政情報の提供に関する事 (9) 市、区および住民組織との連絡調整に関する事 (10) その他、まちづくりセンター所長が必要と認めたこと。 |
| 応募資格 | <p>地方公務員法第16条に規定される下記いずれかに該当する方は受験できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 ・札幌市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方 |
| 選考方法・時期 | <ol style="list-style-type: none"> (1) 一次選考：応募書類による選考 (2) 二次選考：パソコン実技（表・文書作成等）及び面接 <p>※ 二次選考は一次選考合格者のみ実施します。</p> |
| 任用期間 | <p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>※ 採用後、1か月間は条件付採用期間となります。</p> <p>※ 会計年度任用職員から正職員へ登用されることはありません。</p> <p>※ 任用期間満了後、引き続き任用の必要があり、かつ、勤務成績が良好な場合は、任用更新の可能性あります。（1年度単位。最長で令和11年3月まで。）</p> |
| 勤務場所 | <p>札幌市中央区内の下記のまちづくりセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本府・中央まちづくりセンター（北1条西2丁目1 札幌時計台ビル10階） ・東北・東まちづくりセンター（大通東6丁目12） ・苗穂まちづくりセンター（北1条東10丁目15-9） ・豊水まちづくりセンター（南8条西2丁目5） ・西創成まちづくりセンター（南5条西7丁目3） ・曙まちづくりセンター（南11条西10丁目1-6） ・山鼻まちづくりセンター（南23条西10丁目1-23） ・幌西まちづくりセンター（南11条西14丁目1-20） ・大通・西まちづくりセンター（南2条西15丁目291-98） ・南円山まちづくりセンター（南9条西21丁目1-1） ・円山まちづくりセンター（北1条西23丁目1-18） ・桑園まちづくりセンター（北7条西15丁目28） <p>※ 勤務地を指定しての申し込みはできません。勤務地は最終合格者決定後、担当課で調整させていただきます。</p> |

| | |
|----------|---|
| 勤務所属 | 札幌市中央区市民部 |
| 勤務日・時間 | <ul style="list-style-type: none"> ・勤務日：1週間当たり5日（月曜日～金曜日） ・休日：土曜・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日 ・勤務時間：1週間当たり30時間（1日6時間勤務、休憩45分） 早番：8：45～15：30 遅番：10：30～17：15 ※ 早番・遅番は1～2週間ごとに交代となります。 ※ 業務の都合により、時間外勤務を命ずる場合や、上記の勤務時間によらない場合があります。 |
| 給与 | <p>月額170,156～195,803円（地域手当を含む）</p> <p>※ 上記の金額は令和7年10月時点のものですが、給与改定等により採用時に、変更されることがあります。</p> |
| 諸手当 | 通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当（支給要件有） |
| 休暇 | 年次休暇（任用当初から付与、原則10日）、特別休暇（夏季休暇等）、その他各種休暇・休業制度有（取得要件有） |
| 社会保険 | 健康保険、厚生年金保険、雇用保険適用 ※加入要件有 |
| 公務災害 | 補償制度有 |
| 服務 | <p>地方公務員法上の各規定が適用（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）</p> <p>※ パートタイム会計年度任用職員は、営利企業への従事等の制限は不適用となり兼業が可能</p> |
| スケジュール | <p>(1) 申込受付期間：令和7年10月8日（水）～10月29日（水）</p> <p>(2) 一次選考結果通知：令和7年11月上旬</p> <p>(3) 二次選考実施：令和7年11月17日（月）～11月18日（火）（予定）</p> <p>(4) 二次選考結果通知：令和7年11月下旬</p> |
| 応募方法 | <p>上記の受付期間までに写真付きの所定の申込書（市販の履歴書不可）を下記まで持参または郵送</p> <p>※ 職歴（特に正規、非正規問わず札幌市職員としての職歴）は漏れなく記載してください。</p> <p>※ 持参の場合の受付時間は、8時45分から17時15分まで受け付けます。（土・日・祝日を除く）</p> <p>※ 郵送の場合は、受付期間最終日まで必着となります。</p> <p>※ 提出いただいた申込書は選考結果にかかわらず返却いたしませんので予めご了承ください。</p> <p>〒060-8612 札幌市中央区南3西11丁目 中央区役所6階 札幌市中央区市民部地域振興課まちづくり推進係 宛（電話 011-205-3221）</p> <p>※ 郵送の場合は、封筒の表に「まちづくりセンター支援員申込書在中」と朱書きしてください。</p> |
| 個人情報の取扱い | 履歴書等の応募書類に記載頂いた個人情報は、札幌市会計年度任用職員の選考、任用の他、任用に至った場合は、給与、社会保険、税、福利厚生、公務（通勤）災害、退職、服務、その他人事労務管理に関する事務を目的として利用します。 |

※関係条例、規則等が制定改廃された場合は、上記の取扱いが変更されることがあります。